

# 調査の概要

## 1 調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2021(令和3)年は中間年であるので、世帯の基本的事項及び所得について調査を実施した。

## 2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、2015(平成27)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯(約6万世帯)及び世帯員(約14万6千人)を、所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯(約8千世帯)及び世帯員(約1万9千人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

### ①世帯票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

### ②所得票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

## 3 調査の実施日

世帯票 …… 2021(令和3)年6月3日(木)

所得票 …… 2021(令和3)年7月8日(木)

## 4 調査の事項

世帯票 …… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

所得票 …… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

## 5 調査の方法

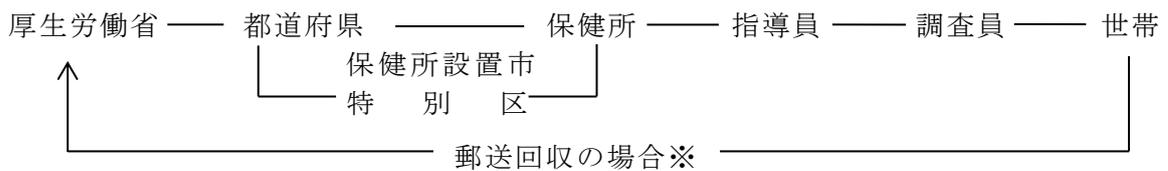
あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。なお、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収することとしているが、2021（令和3）年調査は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した特例として、調査員の訪問回数の目安を3回までとする。

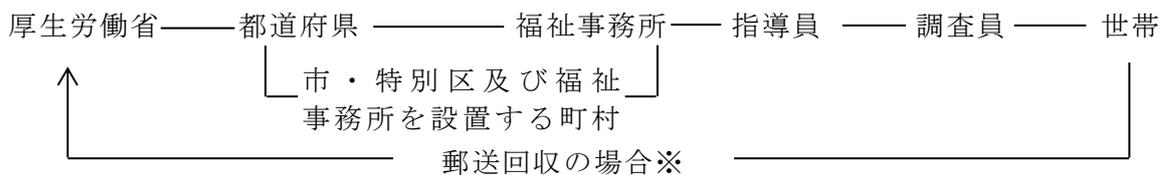
また、面接できたものの、調査員が回収することが困難な場合についても郵送にて調査票を回収した。

## 6 調査の系統

### ①世帯票



### ②所得票



※ 調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限る。  
ただし、2021（令和3）年においては、特例として訪問回数の目安は3回とする。  
また、面接できたものの調査員が回収することが困難な場合は郵送回収とした。

## 7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票	63 089世帯	42 814世帯	42 717世帯
所得票	8 042世帯	5 240世帯	5 142世帯

※ 国民生活基礎調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための統計調査である。